

告示

埼玉県告示第千七百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画道路一・三・二号高速外環状道路及び一・一・三号東埼玉道路

二 都市計画を変更する土地の区域

（一・三・二号高速外環状道路）

イ 追加する土地の区域

八潮市大字八條字入谷、字白鳥及び字内山並びに草加市青柳六丁目及び柿木町字内山の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

（一・一・三号東埼玉道路）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

八潮市大字八條字白鳥及び草加市青柳六丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市都市整備部都市計画課、八潮市都市デザイン部都市計画課及び三郷市まちづくり推進部都市デザイン課

四 縦覧期間

平成三十年十一月二日から平成三十年十一月十六日まで